

議案第166号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例案

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	335,000円
2	378,800円
3	423,200円
4	480,300円
5	554,400円
6	648,000円
7	757,300円

第10条第3項及び第11条第3項中「100分の66」を「100分の67.5」に改める。

別表保育士の項中「151,100円」を「164,000円」に改め、同表福祉職員の項中「151,100円」を「172,800円」に改め、同表中

「

音楽士	164,000円
-----	----------

」

を

「

児童自立支援専門員	151,100円
児童生活支援員	151,100円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪府副市長 村上 龍 一

説 明

特定任期付職員の給料月額及び任期付職員である保育士等の給料月額を改定し、任期付職員である児童自立支援専門員等の給料月額を定め、任期付職員等の勤勉手当の支給割合を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抄）

（特定任期付職員の給与の特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（本市の経営する地方公営企業（以下「地方公営企業」という。）に勤務する者（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>354,700円</u> 335,000円
2	<u>401,100円</u> 378,800円
3	<u>451,200円</u> 423,200円
4	<u>512,100円</u> 480,300円
5	<u>584,400円</u> 554,400円
6	<u>683,100円</u> 648,000円
7	<u>798,300円</u> 757,300円

2 - 4 省 略

第10条 省 略

2 省 略

3 任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第3条第2項第1号の規定の適用については、同号中「当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、 $\frac{100分}{100分}$ の

$\frac{66}{67.5}$)」とあるのは「 $\frac{100分の66}{100分の67.5}$ 」とする。

第11条 省 略

2 省 略

3 任期付短時間勤務職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第3項及び第3条第2項第1号の規定の適用については、同条例第2条第3項中「給料。」とあるのは「給料、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第2項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、同条例別表の規定による給料。」と、同条例第3条第2項第1号中「当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、

$\frac{100分の66}{100分の67.5}$)」とあるのは「 $\frac{100分の66}{100分の67.5}$ 」とする。

別表（第8条関係）

職 種 等	給 料 月 額
省 略	省 略
保育士	$\frac{151,100円}{164,000円}$
福祉職員	$\frac{151,100円}{172,800円}$
省 略	省 略
臨床心理職員	省 略
児童自立支援専門員	151,100円
児童生活支援員	151,100円
音楽士	$\frac{164,000円}{164,000円}$
省 略	省 略